

広島県告示第四百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成二十六年六月十九日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年六月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

深江柿浦線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
江田島市大柿町深江字下郷二〇二番一〇地 先から 江田島市大柿町深江字田中一四五三番一七地 先まで			六・二〇〇 三・五〇	九二・四〇	
			一五・二〇〇 二〇・五〇	九二・四〇	拡幅